

東みよし町地域包括支援システム構築業務の委託に係る公募型プロポーザル審査基準

東みよし町地域包括支援システム構築業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領「5- (1) -②」に規定する審査基準は、次のとおりとする。評価点は、小数点第3位を四捨五入する。

(参加資格審査)

	評価項目	主な評価基準	配点
(1)	業務実績	・本業務に必要な実績	5
(2)	業務実施体制	・本業務にあたる人員体制	5
参加資格審査の計			10

(提案書等の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点	
(3)	システム関連	概要	・ソフトウェアは一定規模以上の自治体に稼働実績が多数あるか ・ハードウェアは適正な構成であるか	65
		操作性等	・操作性に優れており、動作レスポンスに問題がなく、視覚性、デザイン性は高いか ・各種統計データが作成でき、データ抽出等の出力機能は十分あるか	
		データ連携	・現行システムからのデータ移行、他システムとの連携について考慮されているか	
		保守・サポート	・導入後のサポート体制や障害等発生時の迅速かつ適切な対応が可能か ・バージョンアップ及び法制度改正などの対応が適切に行われるか	
(4)	作業工程	・システム導入スケジュールが適正で、本業務の内容を十分に理解したスケジュールになっているか	5	
(5)	プレゼンテーション等に関する能力	・プレゼンテーション及びヒアリング内容	10	
提案書等の審査の計 ※1			80	

※1 選定委員会委員1人あたりの配点

(価格提案書の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点
(6)	価格提案書	・(1-「様式7 価格提案書の金額」÷「提案上限額」)×10	10